

## <専門実践教育訓練給付金利用を希望する方の手続き手順(ご本人様)>

### ※2026年10月開講 キャリアコンサルタント養成講習

専門実践教育訓練給付金ご利用の方は、①まず、最寄りのハローワークへ「訓練対応キャリアコンサルタント」による訓練前キャリアコンサルティングのお申込みをいただき、②キャリアコンサルティングとジョブ・カードの発行を受けた後、③開講2週間前までに必要書類を揃えてハローワークへの給付金利用申請を行ってください。

以下、厚生労働省サイト「専門実践教育訓練給付金のご案内」にお目通しいたいただき、制度へのご理解をなさってください。

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokushima-roudoukyoku/var/rev0/0108/4635/2014821132538.pdf>

#### 1. 訓練前キャリアコンサルティングのご予約

※ 養成講習開講の原則 2 週間前までにハローワークでのお手続きを終えていただく必要があります。(ハローワークによっては 2 週間前を過ぎても受け付ける場合がありますので、日程にゆとりがない方は、まずはお問合せをお勧めいたします)。

※ ご自身の地域の管轄ハローワークが不明な方は、こちらでお調べになれます。厚生労働省ホームページ「ハローワーク所在地一覧」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/hellowork.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html)

- 訓練前キャリアコンサルティング予約サイト／キャリア形成リスキリング支援センター  
<https://carigaku.mhlw.go.jp/icc/ccform2-flow/>  
上記ページの事前確認事項をよくお読みいただき、ページ一番下の「キャリアコンサルティングの予約に進む(申し込みフォーム)」ボタンから予約を行ってください。

- パソナの講座指定情報:ご予約・申請時に必要です。

- 訓練校名:株式会社 パソナ
- 訓練を受講される講座(コース)名:  
100年キャリア講座キャリアコンサルタント養成講習
- 指定校番号:1310255-2020011-6  
(2026年5月現在、再指定申請中であり指定校番号に変更がある可能性がございます。変更がある場合は、確定次第ご連絡させていただきます。)
- 受講期間:10月3日～12月13日  
(訓練開始時期:2026年10月3日、訓練終了時期:2026年12月13日)

## 2. ハローワークへの給付金利用申請手続き

※2024年2月1日より電子申請・代理申請が可能となりました。電子申請・代理申請をご利用の方は以下の URL をご参照ください。ご不明な点は所管のハローワークまでお問い合わせください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564\\_00036.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00036.html)

- **必要書類** ※ 詳細はハローワークから案内されます。以下はご参考をお願いいたします。
- **教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金受給資格確認票**
  - ※ ハローワークで発行
- **ジョブ・カード**
  - ※ 訓練前キャリアコンサルティングでの発行から1年以内のもの
- **本人・住所確認書類及び個人番号(マイナンバー)確認書類**
- **写真2枚(最近の写真、正面上半身、縦3.0cm×横2.5cm)**
  - ※ 本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとに個人番号カード(マイナンバーカード)を提示することで省略が可能。
- **払渡希望金融機関の通帳またはキャッシュカード**
- **専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付再受給時報告**
  - ※ 過去に専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付を受給したことがある場合に必要。
  
- **申請時の注意**
- **教育訓練給付金の支給対象となるのは「受講者本人が負担した受講料」となります。** 会社からの助成金や奨励金が支給される場合には、それらを差し引いた額から支給額が計算されます。会社から助成を受ける予定がある方は、必ずその旨をハローワークにお申し出になり、受給申請時(養成講習修了時、試験合格時)は個人負担の額だけを申請するようにしてください。  
(個人が負担した額を超えて申請すると不正受給申請とみなされ、行政処分の対象となりますのでご注意ください)。

教育訓練給付金についての直接のご相談窓口は最寄りのハローワークとなりますが、何かお困りのことなどがありましたら、当社までお気軽にご連絡ください。

以上